

## 民法（債権法関係）の改正に伴う「いよぎんインターネットEB」サービス規定改訂のお知らせ

当行は、民法（債権法関係）の改正（2020年4月施行）を踏まえ、2020年4月1日から、「いよぎんインターネットEB」サービス規定を改訂いたします。

**※改訂後の新規定は、改訂前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。**

## 1. 改訂要旨（具体的な改訂内容は下記3. のとおり。）

サービス内容および規定の変更を行う場合の手続の明確化

## 2. 改訂実施日

2020年4月1日（水）から

## 3. 具体的な改訂内容

改訂前	改訂後
<p>第17条 本規定の変更</p> <p>本サービス規定は、<u>契約法人に事前に通知することなく</u>変更することができるものとします。その場合、変更日以降は、変更後の規定にしたがい取扱います。なお、本サービス規定は、契約法人が容易に確認できるよう当行ホームページに常時掲載するものとします。</p>	<p>第17条 本規定の変更</p> <p>本サービス規定は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、</u>変更することができるものとします。その場合、<u>公表等の際に定める</u>変更日以降は、変更後の規定にしたがい取扱います。なお、本サービス規定は、契約法人が容易に確認できるよう当行ホームページに常時掲載するものとします。</p>

以 上